

平成28年3月8日

答申第686号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが放送した番組を「オンデマンド」で配信する基準について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKオンデマンドの配信番組については、さまざまな観点から総合的に判断して選んでおり基準は設けていないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月8日（第235回審議委員会）

第701号諮問、審議、答申